

新たな

環境活動ポイント制度(AKP)

始まるよ！



皆さんに、『無理なく』『楽しく』省エネ行動や環境活動に参加してもらう仕組みとして、「環境活動ポイント制度(AKP)」を実施します！

平成26年度～28年度にもこの制度(AKP)を実施していましたが、今回、より多くの皆さんに身近な省エネ行動などに取り組んでいただきたく、内容を一部見直し、再び実施することにしました。

市内に住民登録をしている人は、どなたでも参加できます。皆さんで省エネ行動や環境活動に取り組み、亀山市から地球温暖化防止の機運を高めていきましょう！

※「AKP」とは、ALL KAMEYAMA POINTの略で、市全体での取り組みとして推進していくために、愛称をAKPIにしました。



今回のAKPでは、以前の内容からどこが変わったの？

●参加者のポイント獲得上限を変更！

多くの皆さん、特に初めて参加する人に取り組んでもらえるようポイントの上限を変更

- ・初めて参加する人…上限7,000ポイント／年度
- ・以前(平成26年度～28年度)のAKPに参加した人…上限5,000ポイント／年度



●水道の削減に対してもポイントを付与！

電気、ガスの削減だけでなく、水道の削減も対象にします。



●AKPの紹介ポイントを新設！

参加者が、AKPに参加したことのない人に、AKPについて紹介した場合に、紹介ポイントを付与します。また、その紹介された人がAKPに参加した場合には、さらに参加促進ポイントを付与します。



●継続して省エネ行動を頑張っている参加者へ「努力ポイント」を創設！

今まで頑張ってきた省エネ行動を続けていくことは大変ですが、とても重要なことです。そこで、以前のAKPに参加した世帯で、電気などの使用量が減っていないか増えていなければ努力ポイントを付与します。



参加するには、どうしたらいいの？



対象者 市内に住民登録をしている人(世帯単位)
取組期間 6月～平成31年2月
商品引換期間 活動実績報告後～平成31年3月31日
商品引換 集計の獲得ポイント数に応じて、市発行のカタログから選びます(市内で使用できる商品券、農産物詰め合わせなど)
 ※1世帯で貯められるポイントの上限
 ・初めて参加する世帯…7,000ポイント/年度
 ・以前のAKPに参加した世帯…5,000ポイント/年度
 ※商品交換に必要な最低ポイントは2,000ポイント
申込期間 5月1日(火)から募集世帯数に達するまで
 ・初めて参加する世帯…150世帯程度
 ・以前のAKPに参加した世帯…150世帯程度
申込方法 環境活動ポイント制度(AKP)参加申請書に必要事項を記入の上、環境課環境創造グループ(総合環境センター内)へ、Eメール、ファクス、郵送または直接お申し込みください。
 ※参加申請書は、総合環境センター、市役所本庁舎、関支所、あいあい配置しています(市ホームページ[環境創造グループのページ]からもダウンロード可)。

別表【取組内容(一部抜粋)】

活動項目	獲得ポイント数
エコライフチェックの項目に取り組み報告	450ポイント(50ポイント/月)
取組期間の使用量の合計が、前年合計と比較して減少した場合の加算ポイント(電気、ガス、水道) ※以前のAKPに参加した世帯はポイント2倍	電気…20ポイント/kWh ガス…300ポイント/m ³ 水道…15ポイント/m ³
イベントや学習会への参加・開催 ※市が認めたイベント等だけでなく、周知のために知人などを集めてもらった説明会(市職員が同伴)等を含む	100ポイント/回
AKPを知人(以前のAKPに参加していない世帯)に紹介 ※紹介ポイントが付くのは10世帯まで	知人へ紹介…50ポイント/世帯 その知人がAKPに参加…50ポイント/世帯
エコカーの使用 ※対象…平成29年4月以降に購入、かつ購入時免税車であること	1,000ポイント
太陽光発電システムの設置 ※対象…平成29年4月以降に設置(10kW未満)	500ポイント
省エネ行動の継続努力【以前のAKPに参加した世帯のみを対象】 ※対象…電気・ガスともに前年度比の増加割合を抑制できた場合	前年度比5%増まで…2,000ポイント 前年度比10%増まで…1,000ポイント

申込・問合せ先

環境課環境創造グループ(総合環境センター4階)
 〒519-0166 布気町442
 (☎96-8095、FAX82-4435、
 ✉kankyo@city.kameyama.mie.jp)

